

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学教務・厚生委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学教務・厚生委員会規程（平成16年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長が指名する副学長	(1) 学長が指名する副学長
(2) 教育センター専任の教授	(2) 教育センター専任の教授
(3) 保健管理センター長	(3) 保健管理センター長
(4) <u>医学部医学科の学生支援メンター委員会委員長</u> (新設)	
(5) 一般教育の教授 2人	(4) 一般教育の教授 2人
(6) 基礎医学の教授 2人	(5) 基礎医学の教授 2人
(7) 臨床医学の教授 2人	(6) 臨床医学の教授 2人
(8) 看護学科の教授 4人	(7) 看護学科の教授 4人
(9) その他委員長が必要と認めた者 若干人	(8) その他委員長が必要と認めた者 若干人
2 前項第5号から第9号までの委員は、学長が委嘱する。	2 前項第4号から第8号までの委員は、学長が委嘱する。
3 第1項第5号から第8号までの委員は、医学部の学年担当教員（以下「学年担当教員」という。）とする。	3 第1項第4号から第7号までの委員は、医学部の学年担当教員（以下「学年担当教員」という。）とする。
4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。 (任期)	4 学年担当教員に関し、必要な事項は学長が別に定める。 (任期)

第4条 前条第1項第5号から第7号までの委員の任期は2年，同項第8号の委員の任期は4年及び同項第9号の委員の任期は1年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

(略)

附 則

この規程は，令和5年9月6日から施行する。

【改正理由】

医学科医学科の学生支援メンター制度発足に当たり，委員を追加し，学生支援体制の充実を図るもの。

第4条 前条第1項第4号から第6号までの委員の任期は2年，同項第7号の委員の任期は4年及び同項第8号の委員の任期は1年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

(略)